

## 伊勢市地域おこし協力隊事業（観光魅力創出部門）業務委託仕様書

伊勢市（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は契約書記載の業務委託契約に関し、伊勢市地域おこし協力隊設置要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、本仕様書に従うこととする。

- 1 委託業務名 伊勢市地域おこし協力隊事業（観光魅力創出部門）業務委託
- 2 業務の場所 伊勢市 地内  
ただし、必要に応じて市外も含む。
- 3 業務の拠点 伊勢まちづくり株式会社 事務所  
三重県伊勢市岩渕1丁目7番17号
- 4 委託期間  
委託期間は、契約日から令和3年3月31日までとする。ただし、活動の実績に応じて、最長3年まで延長できる。
- 5 委託業務の目的  
本業務は、乙が地域おこし協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）として甲及び伊勢まちづくり株式会社等の関係機関と協力し、要綱第2条に掲げる活動を円滑、かつ、効果的に行うものである。
- 6 業務の内容  
乙は観光の魅力を活かした地域づくりに向けて、伊勢まちづくり株式会社等と共に、以下の業務に取り組む。なお、業務の実施に当たっては、甲と共通認識の形成に努めるものとする。
  - （1）観光の魅力を活かした地域づくりに関する業務支援
  - （2）地域資源を活かした商品開発及び販売促進等
  - （3）ホームページ、SNS 及び動画を活用した観光地域づくりに効果的な情報発信
- 7 活動日数及び時間  
乙の活動日数は、原則月20日とする。また活動時間は1日7時間、週35時間程度を基本とする。
- 8 委託料  
甲は委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、要綱第8条に規定する活動日誌及び活動報告書の内容を審査し適正と認められるときは、請求書に基づき請求日から起算して30日以内に、乙に対して別表のとおり委託料を支払うものとする。

## 9 業務計画及び年報の作成

### (1) 業務計画の作成

乙は、業務を実施するにあたり、活動内容が記載された実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。

### (2) 年報の作成

乙は、委託期間の最終日までに年報を作成し甲に提出するものとする。

## 10 著作権の譲渡等

本業務によって作成した成果物（中間成果物も含む）及びその著作権は、本業務委託契約締結前に乙が保有するものを除き、甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

この規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第 27 条（翻訳兼、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物に関する著作権の権利）に規定される権利も含むものとする。

乙は、成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことに合意する。

## 11 契約の解除

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 活動実績及び成果が、明らかに不十分であると認められるとき。

(2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は協力隊員としての職務を怠ったと認められるとき。

(3) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(4) 乙が、契約解除を申し出たとき。

(5) 協力活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(6) 協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。

(7) 市外へ転出（住民基本台帳法第 15 条の 3 に規定する転出をいう。）をしたとき。

## 12 契約解除による損害賠償

甲は、乙との契約を解除した場合において損害が生じたときには、乙に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

また、乙は契約を解除された場合において損害が生じても、甲に対して損害を請求できないものとする。

## 13 損害による必要経費の負担

本業務によって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由によって損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は双方協議して決めるものとする。

## 14 契約書作成等の費用

本契約書及び本契約を締結するために必要な費用は、乙の負担とする。

## 15 その他

- (1) 甲は乙との雇用契約を結ばないものとする。
- (2) 本業務は、個人事業主として活動を行うため、業務中に発生した事故について、原則、甲は一切の責任を負わないこととし、乙は保険などの補償制度に必要な応じて個人で加入すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

## 別表

区分	内容	金額	限度額
地域活動の対価	地域活動に対する委託料	1時間あたり1,430円とする。ただし、1か月の総額が200,000円を超えない範囲の額とする。	1年間の総額が240万円を超えない範囲 (契約期間により限度額は変更となる)
地域活動に必要な経費	市内住居の賃借料 ただし、敷金、礼金、光熱水費等は対象外	月額55,000円以内	1年間の総額が200万円を超えない範囲 (契約期間により限度額は変更となる)
	活動に要する車両の燃料費	月額10,000円以内	
	活動に要する消耗品費	1物品10,000円以内	
	協力隊に関する研修会等への旅費及び参加費	予算の範囲内	
	その他市長が必要と認めたもの		